

2. 重点施策

計画を推進するにあたり特に重点的に取り組むべき3つの施策を次のように定めます。

(1) 多様な教育・保育事業の充実

本町では、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭が増加しています。また、現在就労していない母親の約3割は今後の強い就労意向を持っています。

これに加えて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、今後ますます保育需要は増大し、保育事業の必要性はますます高まっていくと予想されます。

子ども・子育て支援新制度では、各市町村の実情に合わせた教育・保育施設での保育事業の拡大が定められています。今後、本町でも少子化が進んでいくことと女性の就労率の上昇や核家族化の進行に伴い、保育需要が増大していくことの相反する2つの要素を踏まえつつ、過不足なく教育・保育事業を整備・提供していく必要があります。さらに、子どもの最善の利益を尊重することで保育の質の向上を図り、子ども・子育て支援をより一層充実します。

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

妊娠期から支援を受けることによって保護者の子育てへの安心感が高まります。乳幼児期においても、子どもの成長・発達に応じた関わり方について相談できる体制は、保護者が子どもを健全に育てる基盤となり虐待等の予防にもつながります。

子ども・子育て支援制度では、「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」など妊娠期はもとより将来を見据えた子どもと保護者の生活習慣病の予防、産後うつ等のメンタルヘルスを含めた心と身体の健康に関する支援体制を整備してきました。

また、平成31年1月には、健康福祉センターうみハピネス内に妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みのワンストップ相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。子育て支援の機関や医療機関、教育機関等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくりを推進していきます。

(3) 子どもの居場所づくり・安心して生活できる環境整備

子育て支援センター「ゆうゆう」は、平成29年度に健康福祉センターうみハピネスへ移転後、利用者も増加しており、就学前児童とその家族が気軽に利用できる居場所であり、新たな子育て仲間の輪が広がる場所になっています。

今後、子どもがいきいきと安心して遊べる場・居場所づくりや子どもを犯罪や交通事故から守り、子どもや子育て家庭が安心・安全に生活できるまちづくりに向けて、関係機関や団体、学校、地域住民等と連携した居場所の提供や安全な道路交通環境の整備、子どもに対する防犯・交通安全教育、町民への交通安全に対する啓発活動の取り組みを推進します。